

## 日本の就労支援について～アンケート調査に基づく考察～†

安岡ゼミ 研究演習 I  
石橋 幸祐  
大槻 豪規  
杉立 篤哉  
高山 昌

### 目次

- ・はじめに
- ・ 1. 雇用保険制度について
- ・ 2. 雇用保険以外の就労支援について
- ・ 3. 就労インセンティブの経済理論モデル
- ・ 4. アンケート調査結果の分析
- ・ まとめ

### はじめに

失業給付の削減が就労時期を早めることが実証研究で明らかにされている。一方で生活保護制度の給付の存在が就労を阻害しているということを調べた実証研究はない。ただ、児童扶養手当の存在は就労を阻害する効果を持たないことが明らかにされている。

本研究ではこれらの研究結果の再検討として、どのような社会保障給付のあり方が就労を促すのかまたは妨げるのかを示すことを目的とする。具体的には経済理論モデルを作って示し、それが現実的妥当性を持っているかどうかアンケート調査を用いて検証する。

分析の結果として、就労しない場合の給付の削減と就労する場合の追加的な給付は経済理論モデルでは同じ効果をもたらすものの、アンケート調査では追加的な給付の方が就労インセンティブをもたらすことが示された。

---

† 本稿は 2015 年度関西学院大学経済学部インゼミ大会で報告した論文です。報告に当たり、本郷亮先生より有益なコメントを頂きました。記して感謝致します。なお、有り得べき誤謬はすべて筆者の責に帰すものです。

## 1. 雇用保険制度について

本節では雇用保険制度が就労支援にどのように影響するのかを見てみたい<sup>1</sup>。雇用保険制度には、失業した際に、失業等給付を得ることができる。失業等給付は給付ごとに決められた一定割合が国庫負担として支出され、残りが労使折半により負担された保険料から支出される。失業した際に給付される雇用保険制度からの給付は、雇用保険の被保険者期間、年齢、離職の理由、離職前の賃金水準によって決まる。ただし、雇用保険の給付には日数が限られており、日数を過ぎるともらえなくなる。

また、雇用保険制度には就業促進給付（再就職手当、就業促進定着手当、就業手当）というものがあり、失業給付の残日数に応じて給付が得られる制度があり、早期就職を促す給付も行っている。

ここで、失業等給付をもらっている間に再就職すれば、失業等給付はもらえなくなる。従って、失業等給付を限度日数までもらって就業するという行動を取ることも考えられる。すなわち、失業等給付が失業期間を延ばしており、モラルハザードが生じていると説明することができる。

実際、スロベニアのケースであるが、Boeri T. and Ours J. van (2013)によると、スロベニアで失業給付の日数を減らした所、失業期間は減少した。これは、失業給付が失業期間に影響を与えているといえる。

日本の雇用保険制度では就業促進手当がある。失業等給付の日数が一定以上残っていた場合で再就職した場合、一定の給付を就業促進手当として得ることができる。これは早めに就職することで給付を与えるものと言うことができ、就業インセンティブをもたらす仕組みと言える。

雇用保険制度では以上のように失業等給付によって失業中の生活を支えて就職活動に専念できる仕組みと金銭的インセンティブとしての就業促進手当がある。

## 2. 雇用保険以外の就労支援について

雇用保険以外の就労支援として主に2つ挙げられる。

1つ目は求職者支援制度である<sup>2</sup>。「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の人が職業訓練によってスキルアップを通じ、早期の就職を目指すのを目的とした制度である。求職者支援訓練には基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）と実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）の2つのコースがある。

また、職業訓練受講給付金というものがあり、額は給付金支給単位期間ごとに10万円で、12（1年相当）の給付金支給単位期間について支給される。ハローワークで個別に就労支援計画を作成して、就労支援を行っている。

---

<sup>1</sup> ハローワークインターネットサービス「雇用保険制度の概要」参照。

<sup>2</sup> 厚生労働省「求職者支援制度があります」参照。

2つ目は生活保護制度である<sup>3</sup>。生活保護制度とは収入を充ててもなお最低生活費に満たない場合にその差額を支給する制度であり、受給者は雇用保険の給付が切れたとしても生活保護制度による給付を受け続けることができる。

生活保護制度での就労を促す仕組みとして就労自立給付金の仕組みがある。就労自立給付金とは保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給されるものである。(脱却前6か月間の収入認定額の一定額(最大30%)、上限10万円)

また、その他の就労支援として児童扶養手当がある<sup>4</sup>。児童扶養手当とは、ひとり親世帯に対して、一定の所得以下の場合に支給されるものである。ただし所得が発生すると、児童扶養手当の給付が減額されるため、就労を阻害する要因を持っているといえる。

なお、生活保護制度では働いて得た収入の一定の部分が収入認定額となり、その額の分だけ、生活保護制度による給付が減ってしまう。このような仕組みから生活保護制度は就労インセンティブを妨げるものであると言われているが、実際にこの効果をもつかどうかについて明らかにした実証研究は存在しない。

児童扶養手当も所得の状況により一部支給という形で減額支給されるため、就労インセンティブを妨げるものとして見ることができる。しかし、阿部・大石(2005)の研究では、児童扶養手当が就労インセンティブを妨げているとは言えないことを明らかにしている。

次節では、就労インセンティブと社会保障給付の関係について阿部・國枝・鈴木・林(2008)を元に経済理論モデルを作成して説明したい。

### 3. 就労インセンティブの経済理論モデル

金銭的インセンティブが就労可能性を高めるかどうか理論モデルを作って検討する。ここでの個人は、元々就労しておらず、生活保護制度などの社会保障給付を得ている者と仮定する。個人は所得と余暇より効用を得ると考える。効用関数を次のように仮定する。

$$U=YL \quad (U: \text{効用水準}, Y: \text{所得}, L: \text{余暇}) \quad (1)$$

個人は1単位の時間を持っており、それを労働と余暇に充てる。労働すれば余暇を減らす代わりに賃金が得られる。就労を開始した場合はaという給付が得られる。(生活保護制度の就労自立支援金や雇用保険制度の再就職手当など)従って、所得の式は次のように与えられる。

$$Y=w(1-L)+a \quad (w: \text{賃金率}, a: \text{就労を行った際に得られる給付}) \quad (2)$$

所得の式を効用関数に代入すると次の式が得られる。

$$U=YL=wL-wL^2+aL=-w\left(L^2-\left(1+\frac{a}{w}\right)L\right) \quad (3)$$

Lについて微分してゼロとおくことによって、効用最大化を達成する最適な余暇時間を導出することができる。

<sup>3</sup> 厚生労働省「生活保護法改正法の概要」参照。

<sup>4</sup> 厚生労働省「児童扶養手当について」参照。

$$\frac{dU}{dL} = -w \left( 2L - \left( 1 + \frac{a}{w} \right) \right) = 0 \text{ より } L = \frac{1+a}{2w} \quad (4)$$

この時の労働時間は次のようになる。

$$1 - L = \frac{1 - \frac{a}{w}}{2} \quad (5)$$

所得の式に代入すると次のようになる。

$$Y = w(1 - L) + a = \frac{w + a}{2} \quad (6)$$

従って、効用水準は(4)と(6)より次のように示される。

$$U = \frac{w \left( 1 + \frac{a}{w} \right)^2}{2} \quad (7)$$

所得に代入すると効用水準は就労の際の社会保障給付が増えると効用は増加する。就労しない場合で社会保障給付を受け続ける場合、まるまる1単位の時間を余暇にあて、社会保障給付としてbをもらう。(生活保護制度による給付や雇用保険制度における失業の際にもらえる給付)働かないときの効用水準は次のようになる。

$$U = Y \times L = b \quad (8)$$

従って、就労を開始するための条件は、就労した方が効用水準が高い、すなわち、次の不等式を満たすことである。

$$\frac{w \left( 1 + \frac{a}{w} \right)^2}{2} > b \quad (9)$$

就労を開始する際の給付 a が大きくなると、この不等式を満たす可能性が高まる。就労をしない際の給付 b が小さくなると、この不等式を満たす可能性が高まる。生活保護制度の就労自立支援金の制度の存在は、aに当たり、就労を開始する可能性を高める。生活保護制度の給付や雇用保険制度の給付は b に当たり、削減することによって就労を開始する可能性を高める。

この不等式から、終了を開始する際の給付 a の増加と就労しない場合の給付 b の減少は本質的に同じ効果を持つことが分かる。これについてアンケート調査を元にさらに考察したい。

#### 4. アンケート調査結果の分析

この理論モデルをアンケート調査に基づいて検討する。社会政策 B の講義の出席学生 96 名に対してアンケートを行った。事前に社会保障給付に関する説明を行い、制度がどのようなものかを十分に伝えた上でアンケート調査を行った。

アンケートの設問は別添資料の通りである。そして、アンケート結果は次の通りである。

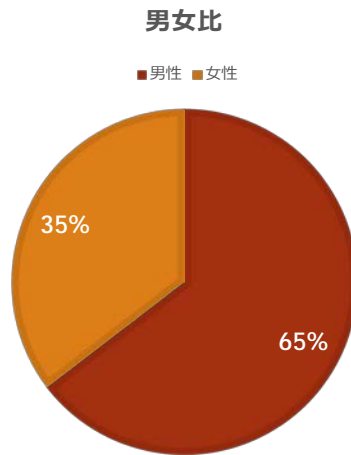


図 1 : 男女比

**生活保護の給付額を引き下げれば、就労を促すと思うか。**

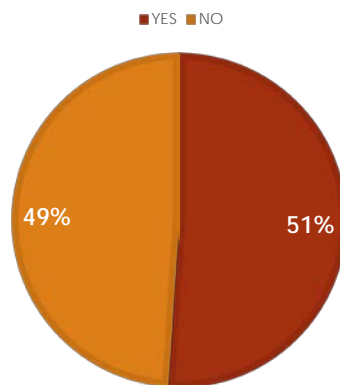


図 2 : 生活保護の給付額を引き下げれば、就労を促すと思うか

**雇用保険の1日の給付額の削減は、就労を促すと思うか。**

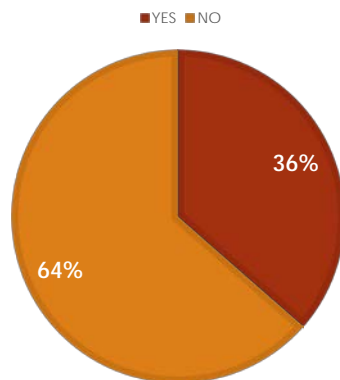


図 3 : 雇用保険の1日の給付額の削減は、就労を促すと思うか

雇用保険の給付日数の削減は、就労を促すと思うか。

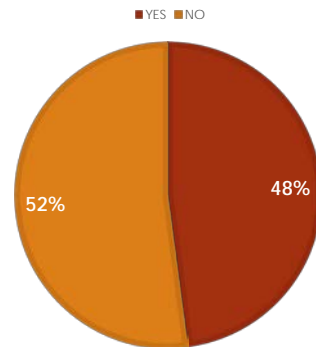


図4：雇用保険の給付日数の削減は就労を促すと思うか

生活保護脱却時の給付金制度は就労を促すと思うか。

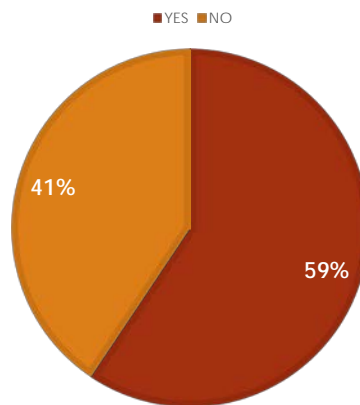


図5：生活保護脱却時の給付金制度は就労を促すと思うか。

理論モデルとアンケート調査の結果は整合的ではないと言える。就労を促すための生活保護制度や雇用保険制度の給付の削減は効果があるとは言えない。ただ、これは給付の削減を具体的な金額として提示しなかったことが理由であると考えられる。すなわち、削減額が大きいか小さいかによって理論モデルの(9)式で示した不等号が満たされるかどうかが変わってくるために回答者によって想定する金額が異なっていたことが理由であろう。

しかし、金額についてあいまいであったにも関わらず、就労を開始する際の就労自立金により就業を促進すると考える人は半数以上であり、生活保護制度や雇用保険制度の給付の削減に比べると効果は就業促進効果はあると言えるのではないか。

理論モデルでは生活保護制度や雇用保険制度の給付の削減と就労を開始する際の就労自立金は同じ効果を持つものの、アンケート調査では異なることが明らかとなった。このことから、

- ①削減されるお金よりも与えるお金の方が効果があるのでは？
- ②金銭的インセンティブは就労支援政策として有効ではないのか？

- ③雇用保険の削減は生活保護制度が存在するために意味がないのか？
  - ④元々働く気がないならば、金銭的インセンティブを与えるのではなく、働く気になるような職業訓練などをはじめとした就労支援が必要ではないのか？
  - ⑤人によっては、就労しない場合の効用がかなり高いので、給付が削減されたとしてもなお、就労しない場合の効用が高いのでは？
- と様々な解釈をすることができる。

最後に生活保護制度における就労自立給付金はどのくらいが適切かについても考察したい。就労自立金は単に就労を促すだけでなく、生活保護脱却後に再び失業するなどでお金が無くなって生活できないことがないように、生活の安定のために給付する目的もある。

では、どのくらいの額が脱却時に必要か。そもそも回答者は1か月にどのくらいのお金が生活費として必要と考えているか。これらについてアンケート調査を行った。

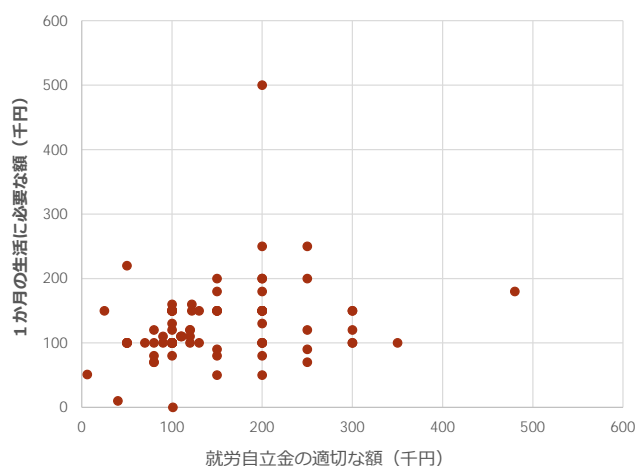


図6：就労自立金と1か月の生活に必要な金額

	平均値	中央値
1か月に必要な生活費 (千円)	148.8	110
就労自立金の適切な額 (千円)	153.3	120

図7：平均値と中央値の比較

1か月に必要な生活費よりも多くの金額を就労自立金として給付した方が良いということが、平均値と中央値の比較から分かる。1か月に必要な生活費について高い回答額を示す者は就労自立金の適切な額も高い回答額を示す傾向があるが、有意な結果は得られなかった。

## 5. まとめ

今回は現在日本で行われている雇用保険やそれ以外の就労支援について調べ、その就労

支援が実際に就労を促しているのかを理論モデルを使って示した。この理論モデルでは社会保障給付を削減することによって就労を開始する可能性が高まることを示し、また就労自立支援金や再就職手当が増加することで就労の可能性が高まることが示された。

この理論モデルを元に関学生 96 名に対してアンケートを行い、この理論モデルが合っているのかを検証した結果、アンケート調査では就労を開始する際の給付以外は明確に就労を促す効果があるとは言えないことが明らかとなった。つまり理論モデルとアンケート調査の結果が整合的でないということであり、興味深い結果を得ることができた。

理論モデルでは就労インセンティブを持つものとして、就労を開始する際の給付の増加と就労しないことによる給付の減少は同じ効果を持つものの、アンケート調査の結果では非対称的な結果となった。このことから、理論モデルの現実における成立は限定的であると言える。

さらに、生活の安定のために給付される就労自立金の金額についても適切な額を示した。アンケート結果を見ると、就労自立金の適切な金額の平均は 15 万円ほどであった。実際の給付額は 10 万円であるので、実際の金額とアンケート結果によって明らかにされた望ましい額には差があり、より多くの給付を行うべきであることを明らかにした。

今回の調査は実際に給付を受けている失業者や社会に出て働く社会人が対象ではなく、学生を対象に行ったものであるためこの理論モデルは整合的でないという結果が出たが、調査の対象を代えてみることで違う結果を得られる可能性も考えられるため、これは今後の課題としたい。



## 参考文献

阿部 彩, 大石 亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.143-161.

阿部 彩, 國枝 繁樹, 鈴木 亘, 林 正義 (2008)『生活保護の経済分析』東京大学出版会

厚生労働省「求職者支援制度があります」

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha\\_shien/dl/kyusyokusya02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/dl/kyusyokusya02.pdf)

(2015年12月16日確認)

厚生労働省「児童扶養手当について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html>

厚生労働省「生活保護法改正法の概要」

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf)

(2015年12月16日確認)

ハローワークインターネットサービス「雇用保険制度の概要」

[https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\\_summary.html](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_summary.html)

(2015年12月16日確認)

Boeri T. and Ours J. van (2013)“The Economics of Imperfect Labor Markets, Second Edition,” Princeton

### アンケート設問内容

1. 男性ですか、女性ですか

①男性 ②女性

2. 生活保護の給付額を引き下げれば、就労を促すと思うか。

①はい ②いいえ

3. 雇用保険の1日の給付額の削減は、就労を促すと思うか。

①はい ②いいえ

4. 雇用保険の給付日数の削減は、就労を促すと思うか。

①はい ②いいえ

5. 生活保護脱却時の給付金制度は就労を促すと思うか。

①はい ②いいえ

6. 独身世帯に対して生活保護の脱却時に支給される金額はいくらが適切と思うか。

〇〇〇〇〇〇 円にそれぞれ数字を入れてください 6 7 8 000 円 (たとえば、100000 円なら、6は①、7、8は②と塗る。)

7. 独身世帯が1か月に必要と思われる費用はいくらと思うか答えなさい。

〇〇〇〇〇〇 円にそれぞれ数字を入れてください 9 10 11 000 円 (たとえば、100000 円なら、9は①、10、11は②と塗る。)